

無事故無違反チャレンジ安管いばらき 2017

実 施 要 領



実施期間 平成 29 年 7 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

主 催 一般社団法人茨城県安全運転管理協会

協 賛 茨城県警察本部

自動車安全運転センター茨城県事務所

「無事故無違反チャレンジ安管いばらき2017」実施要領

1 目的

事業所における安全運転管理の適正と従業員及び家族の交通安全意識の普及浸透を図り、もって従業員の業務中、業務外を含めた無事故無違反運動を積極的に推進し、事業所関係者に関わる交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

平成29年7月1日～平成29年10月31日までの4ヵ月間

3 主催

一般社団法人 茨城県安全運転管理協会

4 協賛

茨城県警察本部
自動車安全運転センター茨城県事務所

5 スローガン

参加して みんなでつくる 交通安全

6 参加申込手続き

(1) エントリー

平成29年5月23日～6月30日まで（期限厳守）

(2) 参加者

ア チーム参加

会員事業所の従業員及びその家族で免許証を持っている者5人1組で編成する。
年齢・性別を問わない。

イ 事業所参加

チーム参加をした事業所は、自動的に事業所参加になる。

(3) 参加申込

別添様式25「無事故無違反チャレンジ安管いばらき2017」参加申込書兼運転記録証明書（1年間）交付申請書（県安管HPにてダウンロード可）に参加メンバー全員が記名・押印のうえ、**1チーム3,500円**（証明書発行手数料630円+事務手数料70円=1人700円の5人分）を添えてエントリー期間内に**地区安管事務局もしくは茨城県安管事務局へ申込みを行う**。なお、1事業所において複数チームの参加が可能。申込後、事務局よりチャレンジ参加ステッカーを受け取り、7月からチャレンジ開始となる。

7 報告

チャレンジ実施期間終了後、期間中に実施した施策について別記様式「無事故無違反チャレンジ安管いばらき2017」施策実施報告書に記入の上、12月1日（金）必着で県事務局宛送付すること。

8 審査

- (1) 無事故無違反の審査は自動車安全運転センター発行の「運転記録証明書」による（期間中の免許取り消し・失効等は違反者と同様扱いとする。）。
- (2) 無事故無違反を達成したチームが実施した施策等に基づいて採点し、茨城県安全運転管理協会の正副会長及び専務理事を委員として構成する「表彰審査委員会」による審査を行う。ただし、茨城県警察本部長と茨城県安全運転管理協会会長連名表彰については、茨城県警察本部交通総務課と協議する。
- (3) 主な施策の評価基準については、別添評価施策例のとおり。なお、施策報告の他に写真や資料等を添付すると、点数が加算される。

9 表彰

○ 最優秀賞：茨城県警察本部長・茨城県安全運転管理協会会長連名表彰

＜地区協議会＞期間中地区活動を積極的にを行い、達成チーム数が多く、かつ無事故貢献度の最も高い地区協議会

＜参加事業所＞無事故無違反を達成したチームの数と施策点数の合計が最も高かった事業所

＜参加チーム＞期間中メンバー全員が無事故無違反を達成し、かつ施策点数の最も高いチーム

○ 優秀賞：茨城県安全運転管理協会会長表彰

＜事業所部門＞達成チームの数と施策点数を合計し、上位 10 事業所を優秀賞として表彰する。

＜チーム部門＞期間中メンバー全員が無事故無違反を達成し、かつ施策点数の高い上位 30 チーム程度を表彰する。

○ 達成賞：茨城県安全運転管理協会会長表彰

期間中、無事故無違反を達成した全チームを表彰する。（最優秀・優秀賞除く。）を表彰する。

10 その他

- ・結果については、2月開催予定の理事会終了後、各事業所宛通知する。
- ・表彰式は、5月開催予定の理事会にて行う。
- ・発行した証明書については原則返却はしない。1年以上無事故無違反の方には、チャレンジ終了後、様々な施設で優待の受けられるSDカードを送付する。（無事故無違反歴が1年未満の方にはSDカードは出ない。）
- ・チャレンジ期間中の参加者の変更は認めない。

【本件に関するお問い合わせは】

〒310-0026

水戸市泉町 3-1-28 第2中央ビル 5F

(一社) 茨城県安全運転管理協会

TEL 029-303-5031 FAX 029-303-503

mail snt@ibaankan.or.jp